

6-1. 景観重要建造物の指定に関する事項

(1) 基本的な考え方

糸満市内には数多くのグスクや拝所などの共有の歴史資源に加え、集落内の石積みやヒンプン、また現在も大切に使われているカーなど、自然や歴史、営みによって特性を表す建築物や工作物が多数存在し、それらの多くは地域の良好な風景の重要な核となっています。

そこで、これらの貴重な歴史資源を後世に引き継いでいくために、地域住民が風景の中で重要な価値を有するという共通認識を持っている建造物を景観重要建造物として指定し、地域や所有者と協働して積極的な保全を行います。

(2) 景観重要建造物とは

建造物自体の歴史的価値や文化的価値を問うものではなく、地域の風景の特性を踏まえた上で、所有者の意見を尊重し景観上重要な建築物、工作物を市長が指定します。

景観重要建造物に指定されると、増築や改築、移転や除却、外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更の際は市長の許可が必要となります。

また、建築規制の緩和や相続税の優遇措置など、建築基準法上の特例や税制による支援を受けることもできます。

(3) 指定の方針

下記の①～③の全てに該当するものを景観重要建造物として指定します。

①地域の自然や歴史、文化などからみて、建造物の外観が景観上の特徴を有し、風景づくり計画区域内の良好な風景づくりの核となっているもののうち下記のいずれかに該当する建造物

- ・地域の自然や歴史、文化の特性を表している建造物
- ・地域のシンボルとなっている建造物
- ・すぐれたデザインや高度な技術が使われている建造物
- ・地域の伝統的な様式を継承している建造物
- ・観光名所となっている建造物
- ・市民に親しまれ、愛されている建造物

②道路などの公共空間から、誰もが容易に見ることができる建造物

③所有者または管理者が維持管理を行うことができる建造物

※国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物または史跡名勝天然記念物として指定または仮指定されているものについては対象とならない。

6-2. 景観重要樹木の指定に関する事項

(1) 基本的な考え方

糸満市内には、戦火を免れて石灰岩堤上に残る斜面緑地をはじめ、報得川の両岸や摩文仁から喜屋武岬一体にかけての海食崖一体に大きな面積の自然緑地が残されています。

また、集落の中には樹齢数百年の大木や伝統的な住居形態を支え続ける屋敷林などの歴史を有する樹木が残されており、これらの樹木は、時代背景や地域の歴史、暮らしを物語る風景を形成しています。

そこで、地域住民が風景の中で重要な価値を有するという共通認識を持っている樹木を景観重要樹木として指定し、地域や所有者と協働して積極的な保全を行います。

(2) 景観重要樹木とは

地域の風景の中で重要な樹木を所有者の意見を尊重し市長が指定します。

景観重要樹木に指定されると樹木の伐採、移植は市長の許可が必要となります。また、市長は管理の基準を定め、その基準に沿って許可や命令、勧告を行うことができます。

(3) 指定の方針

下記の①～③の全てに該当するものを景観重要樹木として指定します。

- ① **地域の自然や歴史、文化などからみて、樹容(樹のすがた)が景観上の特徴を有し、風景づくり計画区域内の良好な風景づくりにおいて重要なもののうち下記のいずれかに該当する樹木または樹木群**

- ・ 地域の自然や歴史、文化の特性を表しているもの
- ・ 地域のシンボルとなっているもの
- ・ 樹齢、樹容などからみて景観上優れているもの
- ・ 市民に親しまれ、愛されているもの

- ② **道路などの公共空間から、誰もが容易に見ることができる樹木または樹木群**

- ③ **所有者または管理者が維持管理を行うことができる樹木または樹木群**

※特別史跡名勝天然記念物または史跡名勝天然記念物として指定または仮指定されているものは対象とならない。

(4) 景観重要樹木の指定

シマクサラーのデイゴ

シマクサラーのデイゴは推定樹齢130年以上と言われ、米須集落では1番の老木です。戦後焼け野原となった米須集落では、大木の下で青空教室が開かれたこともあります。旧暦の12月8日シマクサラシ行事の際、枝に牛の骨を吊るし、厄除けの願いを行っていました。住民にとっては貴重なシンボルツリーのような存在です。



近年では害虫による枯れや朽ちが著しく、また周辺に瓦礫や粗大ゴミ、枯葉が散乱している等の景観上の課題を抱えていましたが、平成25年度に沖縄県風景づくり人材事業の一環で地域住民による害虫駆除作業、周辺美化活動が行われ、再び地域のシンボルにふさわしい姿を取り戻しています。